解散公告（第二回）

当組合は、平成三十年六月十五日栃木県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年七月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月四日

栃木県塩谷郡高根沢町光陽台一丁目九番地三
宝積寺中坂上土地区画整理組合
代表清算人　小堀　孝之

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成三十年五月二十九日広島県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年七月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月四日

広島県三原市大和町大草八二六四番地一
清算法人三原市大和町大草土地改良区
清算人代表　松浦　静夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十一月十日開催の社員総会の決議並びに秋田県知事の認可により平成三十年六月八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年六月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月四日

秋田県横手市大町五番二五号
医療法人橋本内科医院
清算人　橋本　洋

解散公告（第三回）

当法人は、定款をもって定める解散事由の発生により平成三十年五月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年七月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月四日

神奈川県藤沢市南藤沢三丁目四番
医療法人野崎眼科
清算人　野崎　道雄

解散公告（第三回）

当土地改良区連合は、土地改良法第六十七条第一項第一号の規定に基づき平成三十年六月十五日付けで解散したので、当土地改良区連合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年七月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月四日

福井県坂井市丸岡町東二ツ屋第一七号第五九番地
清算法人九頭竜川鳴鹿堰堤土地改良区連合
清算人代表　山本　文雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成三十年五月一日社員の欠乏により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年七月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年七月四日

沖縄県那覇市泉崎二丁目八番一八号
医療法人上泉会
清算人　稲田　隆司

第五十八期決算公告

平成三十年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部	円	負債及び純資産の部	円
流動資産	一九七、九七〇、九六八	流動負債	一四、二一五、九〇九
固定資産	三一七、五二六、三三五	固定負債	三一六、五九六、九六〇
資産合計	五一五、四九七、三〇三	株主資本	一八四、六八四、四三四
		資本金	一六二、〇〇〇、〇〇〇
		利益剰余金	二二、六八四、四三四
		その他利益剰余金	二二、六八四、四三四
		（当期純利益）	（五、〇五六、八〇六）
		負債・純資産合計	五一五、四九七、三〇三

平成三十年六月十三日

東京都港区新橋六丁目一一番一〇号
日本港運振興株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市末広二条一一丁目二五〇二番地二一六、最後の住所北海道旭川市永山四条一六丁目一番五号

被相続人　亡　高橋　正利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月四日

北海道旭川市東光一一条八丁目四番一一号
相続財産管理人　司法書士　新田三千明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道石狩市花川南一条二丁目五二番地一、最後の住所本籍と同じ

被相続人　亡　渡部　孝徳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月四日

北海道石狩市花川南一条四丁目二五〇番地
オカムラビル二階　石狩総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐藤　勉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県鹿角市花輪字中花輪一三四番地、最後の住所秋田県鹿角市花輪字葉ノ木谷地一七七番地

被相続人　亡　石木田　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月四日

秋田県秋田市山王七丁目七番一号　弁護士
法人廣嶋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柴田　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県男鹿市船川港船川字片田一四番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　籾山　ミサ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月四日

事務所　秋田県男鹿市船川港船川字海岸通り二号九番地一〇
相続財産管理人　司法書士　山本　葵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市若葉区東寺山町七五五番地、最後の住所千葉県山武市大木七八六番地二七

被相続人　亡　宮島　裕基

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年七月四日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号
マーキュリー千葉六階　すみれ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　東　耕三

第16期決算公告

平成30年7月4日
仙台市青葉区南吉成六丁目6番地の3　ICR内
株式会社フォトニックラティス
代表取締役　佐藤　尚

貸借対照表の要旨　（平成30年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	356,875	流動負債	81,183
固定資産	70,722	（製品保証引当金）	(2,590)
		固定負債	179,947
		株主資本	166,466
		資本金	90,000
		資本剰余金	58,982
		資本準備金	53,000
		その他資本剰余金	5,982
		利益剰余金	18,984
		その他利益剰余金	18,984
		（うち当期純利益）	(6,736)
		自己株式	△1,500
資産合計	427,598	負債・純資産合計	427,598